

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成三十一年三月十八日までに書面で当委員会へ提出すること。

なお、公聴に付する事項については、次によつて縦覧に供する。

平成三十一年三月七日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

一 開催日及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
平成三十一年三月十九日 午後二時	広島市中区基町一〇―五二 広島県庁舎本館海区漁業調整委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成三十一年六月二十八日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

免許の日から平成三十五年八月三十一日まで

3 免許予定日

平成三十一年六月二十八日

4 申請期間

告示の日から二か月以内

5 地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成三十一年三月七日から同年三月十五日まで

四 縦覧場所

縦 覧 場 所	電 話 番 号
広島市中区基町一〇―五二 広島県庁舎本館四階 広島海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課）内	（〇八二）五二一三―五二七二
呉市西中央一丁目三―二五 広島県呉庁舎第二庁舎六階 西部農林水産事務所水産第二課内	（〇八二三）二二一五―四〇〇〇 内線二五四一

福山市三吉町一丁目一一 広島県福山市庁舎第一庁舎四階
東部農林水産事務所水産課内

(〇八四) 九二二一一三二一
内線二五四二